

平成24年10月1日

債権者各位

全国小売酒販組合中央会
会長 四十万 隆
代理人弁護士 上田 裕康

債権届出期間締め切りのお知らせ

謹 啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、当会の民事再生手続（東京地方裁判所 平成24年（再）第76号。以下「本件再生手続」といいます。）へのご理解・ご協力を頂きありがとうございます。

さて、既にご案内のとおり、本件再生手続に関する再生債権届出期間の締め切りは、東京地方裁判所民事第20部の決定により、**平成24年10月12日（必着）**と定められております。この日までに届出いただけない場合には、本件再生手続上の不利益が生じる可能性がございますので、ご多忙の折恐縮ではございますが、未だ再生債権届出書をご提出いただいていない債権者の方におかれましては、上記期日までに届出書をご提出いただきますようお願いいたします。

本件再生手続に関しご不明な点等ございましたら、以下の問合せ専用窓口（再生室）宛てにご連絡いただきますようお願い申し上げます。

<p>民事再生手続に関する問合せ専用窓口（全国小売酒販組合中央会再生室） 専用ダイヤル：06-6341-2912 FAX：06-6341-0970 （受付時間）平日午前10時から12時、午後1時から5時 住所：〒530-0003大阪市北区堂島一丁目1番5号梅田新道ビル10階</p>

謹 白